成年後見制度をご存じですか？

生活者に寄り添う 市民後見人

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、一人で正しい判断ができなくなり、生活に不安を感じる方が増えています。そうした人たちが自分らしく安心して暮らせるよう、生活や財産を守る、契約を代わりに行うことなどができる後見人を選任し、法的に支援する制度が「成年後見制度」です。

市では、権利擁護の充実や地域福祉の推進をめざし、「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」（運営＝NPO法人ウィズ・ユー）を開設し、後見人の活動を市民が担う「市民後見人」の養成や支援を進めています。高齢化社会を背景に、利用者の増加が見込まれる成年後見制度。制度を支える取り組みや市民後見人の活動を紹介します。

問い合わせ　長寿福祉課☎552-5346／丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター☎594-2022

成年後見制度って

成年後見制度には、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。法定後見制度が、すでに判断能力が不十分な方を対象としているのに対し、任意後見制度は将来、判断能力が衰えたときに備え、あらかじめ後見人を決めておく制度です。

現在、全国で23万人以上の人が制度を利用しています。NPO法人ウィズ・ユーでは、15人の成年後見人を受任しています。

利用するには

成年後見制度については、丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターをはじめ、さまざまな機関で相談を受け付けています。高齢者に関することは長寿福祉課や地域包括支援センター（東部＝☎556-2340／西部＝594-3776）、障がい者に関することは社会福祉課（☎552-7102）でも受け付けています。ぜひ、気軽にご相談ください。

また、制度を利用するには、家庭裁判所への申し立てが必要で、神戸家庭裁判所柏原支部（☎0795-72-0155）が窓口となっています。

申し立ては本人・配偶者・四親等内の親族であれば行うことができます。費用は印紙代など約1～2万円で、本人の判断能力を鑑定する費用（約10～20万円）が必要になる場合もあります。

後見人を選任

家庭裁判所では、本人のためにどのような保護や支援が必要かなどを考慮して、その人に合ったふさわしい後見人が選任されます。

①親族後見人　本人の配偶者、子、孫などの親族から選任

②専門職後見人　弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職から選任

③市民後見人　地方自治体が行う養成研修を受講して、一定の知識や技術を身に付けた方から選任

新たな担い手

近年、成年後見制度を利用する方が増えています。身寄りがない方や親族と疎遠な方の増加、障がいのある方の地域自立生活が進められたことで、支援する側の人材不足が問題となっています。そこで、市では新たな担い手として「市民後見人」の養成を進めています。市民後見人は担い手不足の解消だけでなく、市民目線できめ細やかな支援ができる人材として、期待されています。

現在、市内でも16人が権利擁護支援の人材バンクに登録。そのうち、6人が法人後見生活支援員（※1）として活動しています。

活動してみませんか

市民後見人として活動するには、市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターが実施する研修を受講し、人材バンクに登録する必要があります。そこで、センターでは、「権利擁護支援者養成講座（基礎研修）」の受講生を募集しています。受講生は基礎研修を終了後、専門研修を経て市民後見人に就任することをめざします。誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、市民後見人となって活動しませんか。

認知症キャラバン・メイトの活動に取り組んでいる中、判断能力の不十分な方のために何か貢献できないかと思い、平成31年に権利擁護支援者養成講座を受講しました。

現在、法人後見・生活支援員として活動していますが、支援者の方が必要としていることを行い感謝されるときには、とてもやりがいを感じます。

高齢化で皆さんも、いつ後見人を必要とする立場になるか分かりません。自分自身の学びの機会として、ぜひ、養成講座を受講してほしいと思います。

法人後見生活支援員
谷口（たにぐち）　功（いさお）さん
（東木之部）

（※1）　市民後見人に必要な知識や技術を学んでいただくための期間として、法人後見生活支援員としての活動を位置付けています。

市民後見人はこんな活動をしています

定期的な訪問

手続きの手伝い

財産管理

成年後見制度について
気軽にご相談ください

NPO法人ウィズ・ユーの皆さん

丹波篠山市権利擁護支援者養成講座（基礎研修）

受講時期：7～9月　計10日
場所：丹南健康福祉センター、高齢者・障がい者施設ほか
対象：①市内在住・在勤の方　②研修修了後、「丹波篠山市権利擁護支援者人材バンク」にご登録いただける可能性のある方　③すべての研修プログラムに参加できる方
定員：30人
申込期限：7月8日（金）
申し込み方法：下記のサポートセンターに備え付けの申込書を提出いただくか、電話でお申し込みください
申し込み・問い合わせ　丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター（丹南健康福祉センター内）☎594-2022

3000円分のクーポン券、最大2万円のマイナポイントがもらえる

持っとも もっとお得！ マイナンバーカード

マイナンバーカードは12桁のマイナンバーが記載されたICチップ付きカードです。身分証明書などに使用でき、昨年10月からは健康保険証として利用できるようになりました。

市では、そんなマイナンバーカードの取得者や新規交付申請を受けた方を対象に3000円分のクーポン券を配布します。さらに、国が行う事業で、マイナンバーカードを持っている方がキャッシュレス決済を利用することで、最大2万円のマイナポイントをもらうことができます。これからもますます便利になるマイナンバーカード。あなたも申請してみませんか。

問い合わせ　市民課☎552-3100

お得1

マイナンバーカードの取得者や申請受付者に

3,000円分のクーポン券を配布します

市では、マイナンバーカードの取得者および新規交付申請を受け付けた方を対象に、10月1日(土)から12月31日(土)まで、市内の登録店舗や事業所で利用できる3,000円分のクーポン券を配布します。

おしゃれに輝く ワクワクシティクーポン券

クーポン券　3,000円分

対象者
①8月31日(水)までにカードの交付を受けた方
②申請済であるが8月31日(水)時点でカード未交付の方
③9月1日(木)から11月30日(水)までに申請した方

配布期間および方法
①郵送＝9月22日(木)～
②・③本庁・支所窓口受付時手渡し、または郵送時同封＝9月1日(木)～11月30日(水)

クーポン利用期間　10月1日(土)～12月31日(土)

使用可能店舗　市内の登録店舗・事業所

問い合わせ　市民課マイナンバー推進係☎552-3100

＼6月／
マイナンバーカード 土曜臨時窓口のご案内

開設日時　6月4・11・25日(土)　8時30分～12時

事務内容　マイナンバーカードの申請・交付

問い合わせ　市民課マイナンバー推進係☎552-3100

お得2

マイナンバーカードでの予約とキャッシュレス決済サービスで

最大2万円分のマイナポイントがもらえます

マイナンバーカードの新規取得等で	＋	健康保険証の利用申し込みで	＋	公金受取口座の登録を行った方
5,000円分※1		7,500円分※1（6月ごろ開始）		7,500円分※1（6月ごろ開始）

※1　マイナンバーカード申請期限＝9月末まで　申込期間＝2023年2月末まで

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申し込みを行う必要があります。

マイナポイント申し込み3ステップ

1　マイナポイントを予約
マイナンバーカードと対応するスマートフォンやパソコン(要カードリーダー)で予約できるほか、市役所の窓口でも受け付けています。

2　キャッシュレス事業者を選択
マイナポイントを受け取るキャッシュレスサービスを一つ選択します。

3　マイナポイントがもらえる
選択したキャッシュレス決済サービスにマイナポイントが付与されます。
※取得したマイナポイントは買い物に利用できます。

マイナンバーカードの交付申請 手続きはとっても簡単

次の4つの方法で申請できます。

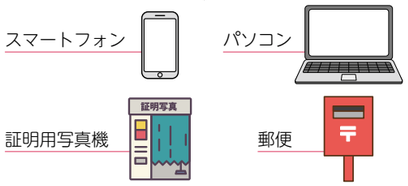

スマートフォン
①スマートフォンで顔写真を撮影する
②交付申請書のバーコードを読み取る
③申請用のウェブサイトでメールアドレスを登録
④申請者専用のURLが届いたら、顔写真を登録し必要事項を入力して完了

パソコン
①カメラで顔写真を撮影する
②申請用のウェブサイトでメールアドレスを登録
③申請者専用のURLが届いたら、顔写真を登録し必要事項を入力して完了

証明用写真機
①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
②料金を投入し、交付申請書のバーコードをバーコードリーダーにかざす
③画面の案内に従って必要事項を入力
④画面の案内に従って顔写真を撮影し、送信したら完了

郵便
交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付け、郵送して完了

マイナンバーカードの申請をサポート

～自治会、企業等出張申請サポートを実施～

市職員が市内企業などを訪問し、顔写真の撮影から申請までの手続きをサポートする「出張申請受け付け」を行っています。

カードを本人限定受取郵便または簡易書留で申請者の住所地に送付するため、市役所に出向くことなくカードを受け取れます。

対象団体
①市内に事業所を置く企業等
②市内の地域団体等(自治会、サークル等)

実施日時
9時30分～16時　※開庁日、それ以外の時間帯は応相談。

申し込み・問い合わせ
市民課マイナンバー推進係☎552-3100

この機会にマイナンバーカードを取得してみませんか。

マイナンバーカードサポート職員